

水道法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

水道法施行条例の一部を改正する条例

水道法施行条例（平成24年岩手県条例第68号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(専用水道の水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」という。）、同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> | <p>(専用水道の水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 水道法第34条第1項において準用する同法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下「大学」という。）、同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については3年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、高等学校等を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>大学、短期大学等又は高等学校等において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業</u></p> |

61号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)又は同法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(以下「高等学校等」という。)において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、規則で定める者

2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」とする。

した者については4年以上、短期大学等を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者として、規則で定める者

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。